

4 補 償 と 福 祉

事 業 の 関 係

W：平均給与額

補償	休業補償 勤務することができない場合で給与を受けないとき支給する $W \times \frac{60}{100}$ ・勤務することができない場合で給与が$W \times \frac{60}{100}$に満たないとき $W \times \frac{60}{100}$ - 給与 ・所定の勤務時間の一部につき勤務できない場合で給与がWに満たないとき $(W - \text{給与}) \times \frac{60}{100}$	傷病補償年金 1年6か月経過後も治ゆせず、傷病等級に該当する場合支給する (その間休業補償は行わない) 傷病等級 年金額 1級 $W \times 313$ 2級 277 3級 245	障害補償 治ゆ後残存障害がある場合支給する [年 金] [一時金] (障害等級1級～7級) (障害等級8級～14級) 1級 $W \times 313$ 8級 $W \times 503$ 2級 277 9級 391 3級 245 10級 302 4級 213 11級 223 5級 184 12級 156 6級 156 13級 101 7級 131 14級 56	障害補償年金差額一時金 障害補償年金の受給権者が死亡し、既に支給された年金及び前払一時金の額が下の額に満たないとき、その差額を遺族に支給する [年 金] [一時金] 遺族の人数 ① 死亡当時年金受給権者たる遺族がいなく、かつ、既に支給された年金及び前払一時金の額が①の場合に支給される一時金の額に満たないとき、その差額を支給する 1人 $W \times 153$ (55歳以上の妻等) 2人 175 3人 201 4人以上 223 245 A $W \times 1,000$ B 700 C 400	遺族補償 公務又は通勤による災害で死亡した職員の遺族に支給する [年 金] [一時金] ① 死亡当時年金受給権者たる遺族がいなく、かつ、既に支給された年金及び前払一時金の額が①の場合に支給される一時金の額に満たないとき、その差額を支給する ② 年金受給権者が失権し、他に年金受給権者がなく、かつ、既に支給された年金及び前払一時金の額が①の場合に支給される一時金の額に満たないとき、その差額を支給する A: 配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 B: A以外で生計維持関係にある18歳未満若しくは55歳以上又は障害の状態にある三親等内の親族 C: A、B以外で生計維持関係にあるもの	
	給付金(期末手当等反映)	休業介護金 (対象) ・休業補償を受ける者 ・勤務時間の全部にわたって勤務できない場合で、給与がWの$\frac{60}{100}$以上$\frac{80}{100}$未満の者 (支給額) ①所定の勤務時間の一部について勤務できない場合 $(W - \text{給与}) \times \frac{20}{100}$ ②所定の勤務時間の全部について勤務できない場合で、 ・$W \times \frac{60}{100} \leq \text{給与} < W \times \frac{80}{100}$ のとき $W \times \frac{80}{100}$ - 給与 ・$0 \leq \text{給与} < W \times \frac{60}{100}$ のとき $W \times \frac{20}{100}$	傷病特別給付金(年金) 傷病補償年金の受給権者に支給する 傷病補償年金額 $\times \frac{20}{100}$ (上 限) 1級 150万円 $\times 313/365$ 2級 277/365 3級 245/365	障害特別給付金 [年 金] [一時金] (障害等級1級～7級) (障害等級8級～14級) 障害補償年金額 $\times \frac{20}{100}$ 障害補償一時金額 $\times \frac{20}{100}$ (上 限) (上 限) 1級 150万円 $\times 313/365$ 8級 150万円 $\times 503/365$ 2級 277/365 9級 391/365 3級 245/365 10級 302/365 4級 213/365 11級 223/365 5級 184/365 12級 156/365 6級 156/365 13級 101/365 7級 131/365 14級 56/365	障害差額特別給付金(一時金) ・障害補償年金差額一時金の受給権者 ・障害補償年金前払一時金が支給されなければ障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなるものに支給する $(\text{障害補償年金} \times \frac{20}{100}) - \text{既に支給された特別給付金額}$ (上 限) 1級 150万円 $\times 1,340/365$ 2級 1,190/365 3級 1,050/365 4級 920/365 5級 790/365 6級 670/365 7級 560/365	遺族特別給付金 [年 金] [一時金] 遺族補償年金額 $\times \frac{20}{100}$ 遺族補償一時金額 $\times \frac{20}{100}$ (上 限) (上 限) 1人 150万円 $\times 153/365$ A 150万円 $\times 1,000/365$ 1人(55歳以上の妻又は障害の状態にある妻) 175/365 B 700/365 2人 201/365 C 400/365 3人 223/365 4人以上 245/365
支給金(見舞金)		傷病特別支給金(一時金) 傷病補償年金の受給権者に支給する 1級 114万円 2級 107 3級 100	障害特別支給金(一時金) 障害補償の受給権者に支給する 1級 342万円 8級 65万円 2級 320 9級 50 3級 300 10級 39 4級 264 11級 29 5級 225 12級 20 6級 192 13級 14 7級 159 14級 8		遺族特別支給金(一時金) 年金受給権者 一時金受給権者 300万円 A 300万円 B 210 C 120	
事業援護金(生活援護)			障害特別援護金(一時金) 障害補償の受給権者に支給する (公務災害) (通勤災害) 1級 1,540万円 1級 915万円 2級 1,500 2級 885 3級 1,460 3級 855 4級 875 4級 520 5級 745 5級 445 6級 615 6級 375 7級 485 7級 300 8級 320 8級 190 9級 250 9級 155 10級 195 10級 125 11級 145 11級 95 12級 105 12級 75 13級 75 13級 55 14級 45 14級 40		遺族特別援護金(一時金) 年金受給権者 一時金受給権者 (公務災害) (公務災害) 1,860万円 A 1,860万円 (通勤災害) B 1,302 1,055万円 C 744 (通勤災害) A 1,055万円 B 740 C 420	

注：この表は、療養補償、介護補償及び葬祭補償を除く各種補償と、各種補償に関連して支給される福祉事業との関係を示したものである。